



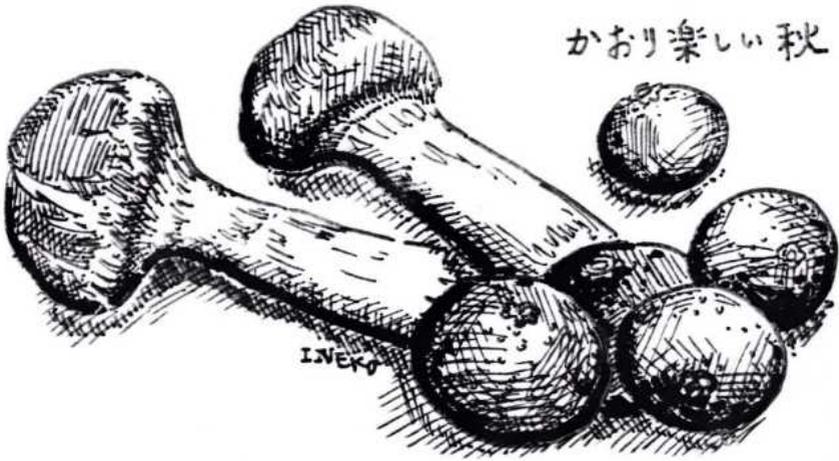
2004年 10月15日発行(隔月刊)



う 羽 化 か

2004年10月
第 46 号

横 浜 漢 点 字 羽 化 の 会
 〒231-0851 横浜市中区山元町2-105 Tel 045-641-1290
 発行責任者 代 表 岡 田 健 嗣
 編集責任者 宇田川 幸 子



目 次

| | |
|--|----|
| 連載「点字から識字までの距離」(43)(山内 薫) | 1 |
| 漢字を表現できる点字＝「漢点字」とは何か、および その国際化の可能性について(岡田 健嗣) | 4 |
| 中田 横浜市長様 (岡田 健嗣) | 13 |
| 酔夢亭読書日記(6)(安田 章) | 15 |
| 主要症状に対する理療施術(3)(小池上 惇) | 17 |
| 「新星通信」100号に寄せて(岡田 健嗣) | 20 |
| ご報告とご案内 | 22 |
| 漢文のページ | 25 |
| 平野久美子と短歌鑑賞 | 27 |

点字から識字までの距離 (43)

知的障害の方への図書館サービス (3)

山内 薫 (墨田区立緑図書館)

障害者サービスの考え方

その二

三、コミュニケーション・

情報発信の障害

コミュニケーションといえばこの連載の五と六でもご紹介した聴覚障害の方と手話のことが思い起こされますが、聴覚障害者三〇万五千人のコミュニケーション手段を調査した結果(複数回答)では、補聴器や人工内耳等の補聴機器が七九・〇%、筆談や要約筆記が二四・六%、読話(相手の口の動きを見て話していることを理解する方法)が六・二%、手話・手話通訳が一五・四%、その他一七・〇%となっています。

聴覚障害者で手話をコミュニケーション手段として使っている方は四万七千人で、二割に満たないのです。

一般に「耳の聞こえない人は手話で話す」と思われが

ちですが、必ずしもそうではないことが分かります。

聴覚障害の場合、最近ではファックスや携帯電話やパソコンの電子メールが重要なコミュニケーション手段となっているようです。

ですから図書館への問い合わせやリクエストなどが気軽にファックスやメールで行えるようにすることが、先ず求められていると言ってもよいでしょう。

また、盲ろうの方のコミュニケーション手段は、「耳のそばで大きい声で言う、指文字、手のひらに仮名などを書く手書き、ノートなどに大きな字で書く筆記、手話、点字タイプ、指点字」など個々に大きくわかれます。ですから盲ろう者大会などでは、通常の会議の三倍から四倍の時間がかかると言われています。こうしたコミュニケーション手段は相手と接触して試行錯誤を繰り返さないとわかりませんので、図書館員がどれだけ謙虚に相手を受け入れられるかがポイントになります。これは何もコミュニケーションに障害のある方に限らず、すべての図書館利用者との関係にも当てはまることです。特に知的障害の方とのコミュニケーションはこちら側のちよつとした表情や態度も大切になってくるように思えます。

さて、二で取りあげた情報摂取と共に情報発信の障

害を取り除くことも図書館の課題として取り組む必要があると考えています。

図書館は知る権利を保障する機関といわれますが、障害者サービスでは、知る権利と同時に知らせる権利（又は表現の自由）についても保障する取り組みを行わなければ、片手落ちになるでしょう。図書館では墨字訳サービスといって、点字で読み書きする方の郵便物の宛名を代筆したり、点字の手紙を墨字に直したりというサービスを行っています。

先日もある利用者から都知事に手紙を書きたいので、墨字訳をして欲しいという依頼がありました。点字用紙五枚に片面打ちした手紙の点字の下に書かれた内容を鉛筆で書いて知事宛に投函しました。

また、利用者の中に盲人卓球をなさる方がおり、会員へのお知らせや規約を墨字、点字、拡大文字の三種類で作成したこともあります。

この墨字訳サービスも今までは、もっぱら視覚障害者サービスの範疇で考えられ、取り組まれてきました。最近では知的障害者の方からの要望も出てくるようになりまし。最近も軽度の知的障害で福祉作業所に通っている利用者からファースト・フード店で食べたいものを注文する時のカード（単語カードを使用）や給食の

時に「はしが使えないのでスプーンを下さい」などと言われたカード作りを依頼されました。その方は多少発声にも障害があるため、かなり慣れないと話していることが聞き取れない方で、そうした様々な場所で自分の意志を表すカードを作って欲しいと依頼されたのです。

その方は手を自由に動かすことも困難で、兄弟や知人への手紙の代筆を口述で行ったことも数回あります。何を書きたいのかを話してもらい、どのように書いたらよいかを確認しながら便箋に書いていくのです。

また以前には聴覚障害者の方が図書館にいらして電話を代わりにかけて欲しいと言われたことがあります。相手の電話番号を紙に書いていただき、電話をかけてそのやりとりを筆談で行ったこともあります。



このように日常生活上の様々な要望を図書館で受け止められるようになれば、多くの情報障害の方が利用できるのではないかと思います。地域に偏在し、すべての人に対して開かれている公立図書館の大きな特徴としてコミュニケーションや情報の流通を出来るだけスムーズにしていく役割があるように考えているのです。

以上見てきましたように一口に図書館利用の障害

といつても非常に多岐にわたることがおわかり頂けたかと思えます。

しかし、こうした考え方が現在多くの図書館で共有されているというわけでは決してなく、これからの実践の中で定着させていかなければならないと考えています。

また、はじめに「障害者サービスは心身障害者サービスではない」と書きましたが、サービスを行っていく上では、様々な心身の障害について理解することが不可欠であると痛感しています。例えば既に何回か取りあげたことのある「拡大写本」のことを考えても、単に大きく書けば見やすいということではなく、個々の弱視の方の見え方によって資料を作らなければ、むしろ読みにくいものを作ってしまうことになるのです。拡大写本に初めて出会った三〇年近く前に、「こういう文字を大きく手書きした拡大写本という資料がありますから利用なさいませんか」と日頃図書館を利用している弱視の利用者にお見せしたところ、開口一番「こんなに大きな文字では私には読みにくくてダメです。」と言われてしまいました。こちらは単純に弱視の方は視力が弱いので大きく書けば大きく書くほど読みやすいと単純に考えていたわけですが、そうした考えが初っ端から打ち

碎かれたわけです。

その後、弱視のことを知るようになって、その方の言葉を納得することが出来ました。つまり弱視の方の多くは視力が弱いというだけではなく、視野狭窄を伴っていて、中には視野が一〇度程度の方もおられます。視野が狭いところに持つてきて文字が大きくなると、一度に視野の中に入る文字の数がどんどん減っていき、余り大きい文字だと一文字さえ欠けてしまうことになり、読みにくくなるのです。

弱視の方の見え方は本当に千差万別で、一般的にはゴシック体の太い文字の方が読みやすいといわれますが、中には文字が太いと重なってしまつて真つ黒にしか見えないので、なるべく細く書いて下さいと依頼されたこともあります。文字間隔や行間もくついていた方が良いという人と離れていた方が良いという人がいますし、白い紙に黒い文字だとまぶしくて読めないのです、黒い紙に白で書いて欲しいという人等々本当に一人一人様々です。

弱視の方と拡大写本との関係の例はすべての障害についてとも言えるように思います。

知的障害といわれる方の場合にも、これは当てはまると考えますし、そもそもどんな要求を図書館に対し



写真は利用者の要望でカードを作成しているところ



て持つておられるのかを知るには、一人一人の方と余程親密にコミュニケーションが取れなければ、要望は見えてこないでしょう。ですから、はじめはどんな要望にでも極力答えていくこと以外に道はないように思います。それが今までの図書館のルールに照らしてどうかというようなことは、要望を受け止めた後で振り返って考えればよいでしょう。

次号以降で緑図書館の知的障害者サービスについて報告したいと思います。

【以下は、二〇〇四年年七月三一日に行われました、「横浜国立大学教育人間科学部 平成十六年度公開講座 講座名 二十一世紀の漢字文化を考える」において、〈漢点字〉を取り上げていただきました。その折りのレジュメです。】

三 漢字を表現できる点字Ⅱ

「漢点字」とは何か、および

その国際化の可能性について

講師 岡田 健嗣（おかだ・たけし）

横浜漢点字羽化の会・代表

自己紹介

一九四九年生まれ、生まれつきの強度弱視。

一九六八年失明。

横浜市立盲学校小学・中学・高等部、明治学院大学経済学部終了

現在、鍼灸マッサージ業自営。

漢点字訳ボランティア団体・横浜漢点字羽化の会代表
特定非営利活動法人・トータルヒューマンネット21
理事。

盲学校在学中には、漢字の学習カリキュラムの不在のた

め、漢字の知識のないまま大学に学び、社会人となる。
一九七八年、故・川上泰一先生の通信講座で〈漢点字〉に出会い、初めて漢字の世界を知る。

●〈漢点字〉…世界唯一の、触読用の〈漢字〉の体系である。

●漢字の不在…我が国ばかりでなく、漢字文化圏の視覚障害者にとつて、〈漢字〉は、その不在によつて、超え難いバリアであった。

●漢字の触読…視覚障害者にとつて、〈漢点字〉を習得して漢字を触読することは、言語のバリアを超越することである。

一 点字の創案とその構造

(一) ルイ・ブライユの生い立ち

ルイ・ブライユ、一八〇九〜一八五二年、フランス人。馬具製造職人の子として生まれる。幼少のころ失明。パリ郊外の盲学校に入学。

盲学校での学習は、木の板などの表面を彫つて、文字を浮き出させたものを教材に用いた。

彼にとつて、また彼と同窓の生徒にとつて、浮き出し文字の触読は、困難を窮めた。

(二) 六点による点字の着想とノングラフイーとの出会い

盲学校在学(現在の中等部)中、陸軍の夜間の触読用の暗号・ノングラフイーに出会う。

それに着想を得て、浮き出し文字ではない、別の触読文字の案出に着手した。

(三) ブライユの点字Ⅱ資料一、ブライユの点字表

縦三点、横二列を単位とした点字のパターンの創出、六点の組み合わせ六三通り、その内の五〇個を、点字符号として定着した(一八二五年)。

(四) 点字の普及とその妨げとなつたもの。

一八五二年、ルイ・ブライユ、肺結核により逝去。生前には、点字の普及はなかつた。

晴眼教師による、点字の非認知…文字はすべからく線で表された一般の文字でなければならぬ。

視覚障害者は、それを浮き出させたものを触知するのが正しい読み方である。

点字の普及…ブライユの周辺の視覚障害者から、燎原の火のように、欧州全域に、点字使用者が広まつた。

ブライユ死後、彼の遺徳を慕う人々が立ち上がった。

ルイ・ブライユの点字表

〈資料1〉

| フル・パターン | 1の点 | | 2の点 | | 3の点 | | 4の点 | | 5の点 | | 6の点 | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|-------|--|
| 1 | 1 a | 2 b | 3 c | 4 d | 5 e | 6 f | 7 g | 8 h | 9 i | 10 j | (upper4) | | |
| 2 | 11 k | 12 l | 13 m | 14 n | 15 o | 16 p | 17 q | 18 r | 19 s | 20 t | (+) | | |
| 3 | 21 u | 22 v | 23 x | 24 y | 25 z | | | | | | | (+) | |
| 4 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | (+) | | |
| | | | | | | | w | | | | | | |
| 5 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | (lower4) | | |
| 6 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 | | | | | | | |
| 7 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | | | | | | |

(ENGLISH BRAILLE, AMERICAN EDITION: 1977; American Printing House, Louisville, Ohio)

欧州各国語への対応が進んだ。

一八五〇年代の末には、欧州各国で公認されるに至り、ブライユに因んで、「BRAILLE」と名付けられた。

二 我が国の点字

(一) 石川倉次の点字の翻案
維新後我が国は、あらゆる意味で、西欧化に邁進した。

中でも教育の分野は、最もドラスティックな変化を見せ、初等教育の義務化を制度とした。

視覚障害者への教育は、義務化にはほど遠いものがあつたが、近代国家としての体裁には欠かせないものと判断された中に、日本語を表す点字が求められた。

当時創設された東京盲学

石川倉次の点字・50音表

〈資料2〉

| | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|------------------|
| ア行 | あ | い | う | え | お | (⠠) |
| カ行 | か | き | く | け | こ | (+ ⠠k) |
| サ行 | さ | し | す | せ | そ | (+ ⠠s) |
| タ行 | た | ち | つ | て | と | (+ ⠠t) |
| ナ行 | な | に | ぬ | ね | の | (+ ⠠n) |
| ハ行 | は | ひ | ふ | へ | ほ | (+ ⠠h) |
| マ行 | ま | み | む | め | も | (+ ⠠m) |
| ヤ行 | や | | ゆ | | よ | |
| ラ行 | ら | り | る | れ | ろ | (+ ⠠r) |
| ワ行 | わ | | | を | | |

校の教師・石川倉次先生（一八五九〜一九四四年）は、ブライユの点字から、日本語の点字を翻案された。

それが、学制の成立と時を同じくして、一八九〇（明治二三年）、「日本語点字」として政府から認知された。

（二）ローマ字と石川倉次の

点字の構成 Ⅱ 資料二、

五十音図と点字符号の

配当

石川先生の着想…

① ブライユの点字の基本構

造である一〇個のupper

ハのうち、左上三つを、

五個の日本語の母音に

当てた。

② 五十音図に従って構成

されたローマ字の配列を

参考に、右下の三つの点

を、それぞれの行の子音に当てた。

③濁音・半濁音・拗音は、欧米の点字に倣って、前置符号を採用した。

④句読点等の文章記号は、当時の一般の表記のうち、カナ表記の習慣に従って、不採用とした。

(三) 石川倉次の考え方々触読文字としての

漢字の非在

石川先生は、日本語を表す点字を翻案されたが、仮名文字に留まった。

我が国の教育制度で、視覚障害者への義務教育の適用は、下って、一九四五年の敗戦の後であった。視覚障害の児童が、学齢で盲学校に入学するようになったのは、一九五五年より後のことと言える。

それまでの盲学校の学習の主眼は、伝統的な職業であるあんま・はり・きゅうの技能の習得、琴・三味線等の邦楽芸術家の育成にあつて、一般の教育課程とは、大きくかけ離れていた。

石川先生が「日本語点字」を翻案された当時は、視覚障害者のほとんどが、就学しなかったことと、当時盛んであったカナ文字運動への共感もあつて、点字の（漢字）の作成には、着手されなかつた。

三 漢点字

(一) 日本人の脳には、カナ・漢字・変換ツールが存在する。Ⅱ資料三、カナ文字文と漢字ルビの例。
『樋口一葉日記』（亀井秀雄著『明治文学史』、岩波書店）から引用)

日本の文字表記には、王朝以来、「和文脈」（仮名体系）と「漢文脈」（漢字体系）の二つがある。これらは、相互に交流しながら、大きな流れを成して来た。

「漢文脈」にとつて「和文脈」は、「訓読文」として和語へのツールを、「和文脈」にとつて「漢文脈」は、「意味」としての漢字による裏付けへのツールとして働く。

すなわち、日本語の表記にとつてこの二つの流れは、相互に表裏の関係にあつたのである。

漢字ルビの例

〈資料三〉

〔卯月〕十五日 雨少しふる 今日うづきは野々宮なからい大人きく子ぬしがかねて紹介の労を取たまはりたる半井うしに初てまみえ参らする日也 ひる過る頃より家をは出ぬ 君か

住給ふは海近き芝のわたり南佐久間町といへる也けり

(中略)

初見はつみえの挨拶などねんころにし給ふ おのれまたかゝる

ことならはねば耳ほてり唇かわきていふへき言もおほ

へす述のふへき詞もなくてひたふるに礼をなすのみ成なりき

よそめい傍目か斗ばかり おこなりけんと思ふもはつかし 君はと

しの頃みそし卅斗にやおはすらん(以下略)かなルビは亀井)

亀井秀雄『明治文学史』(岩波書店)

「物語を書く女」の物語一八三ページより

(二)川上泰一の漢点字創案

川上泰一先生(一九一七〜一九九四年)は、戦後復員の後、物理学の教師として、大阪府立盲学校に着任された。そこで、視覚障害者には、漢字の教育が施されていけないことを知り、ひどく驚かれた。その理由が、点字には漢字がないことと知って、さらに驚かれた。

「この日本で、漢字がなければ教育はできない。点字に漢字がなければ、作ればよい」

(三)漢点字の構成Ⅱ資料四、漢点字初歩の初歩、羽化の会ホームページ掲載分から。

川上先生は、二〇年に及ぶ研究の後、一九六九年、〈漢点字〉を発表された。先生ご自身のお力とともに、奥様のお力添え、また教え子の皆さんの協力のもとに、一つの体系が完成した。

漢点字の構成とコンセプト

川上先生は、〈漢点字〉を創案するに当たって、以下の原則を定められた。

- ・〈漢点字〉は、視覚障害者が触読するための漢字体系でなければならない。
- ・〈漢点字〉は、漢字の構成が反映されたものでなければならない。

この二つの原則から、以下のような構成が考案された。

- ① 日本語の文章は、「漢字仮名交じり文」であるから、従来の仮名の点字を生かしながら、そこに漢字を交えることが必要である。そこで、漢字と仮名を区別するために、〈漢点字〉は、八点で表すことにして、最上の点を、「漢点字符号」とすることにした。

漢点字入門 初歩の初歩 <資料4>

1. 漢点字は1マス8点です。

点字の最少単位はマスです。点字ではこのマスを1個または数個組み合わせ、1つの文字や記号を表します。

仮名の点字の1マスは、縦3点2列の、6点の組み合わせでできています。この6点の上に、漢字の始まりの印（始点）と終わりの印（終点）を付けて、1マス8点の構成にしたものが「点字の漢字」（漢点字）です。

| | | | |
|-------------|----|------------|----------|
| <仮名点字の1マス> | ①④ | <漢点字の1マス> | 始点→○○←終点 |
| 1の点、2の点、3の点 | ②⑤ | 始点は0の点、終点 | ①④ |
| …と呼んでいます。 | ③⑥ | は7の点といいます。 | ②⑤ |
| | | | ③⑥ |

《漢点字は、下6点の形を見て下さい。》

漢点字は、6点の組み合わせの上に、漢字の印である始点・終点を付けたものです。漢点字の形や意味を考える時は、①～⑥の点の組み合わせを見るようにしてください。

2. 漢点字の漢字1文字は、1～3マスでできています。

1マス漢点字：最も基本となる1マスの漢点字で、57個あります。
上に始点と終点が付きます。

2マス漢点字：最も数の多いのが2マスの漢点字です。
1マス目に始点、2マス目に終点が付きます。

3マス漢点字：使用頻度の少ない漢字に3マスの漢点字をあてていません。
1マス目に始点、3マス目に終点が付きます。

《基本は1マス漢点字》

仮名点字の6点全部そろった形が「め」です。この「め」の上に、始点終点を付けると漢点字の「目」になります。

| | |
|-----|-----|
| 「め」 | 「目」 |
| ⋮ | ⋮ |

仮名「き」は、①②⑥の点です。「き」の上に始点・終点を付けて、「木」→“きへん”にもなります。

| | |
|-----|-----|
| 「き」 | 「木」 |
| ⋮ | ⋮ |

仮名「な」は、①③の点です。「な」の上に始点・終点を付けて、「人」
→“にんべん”にもなります。

| | |
|-----|-----|
| 「な」 | 「人」 |
| ⋮ | ⋮ |

仮名「に」は、①②③の点です。「に」の上に始点・終点を付けて、

「水」→ “さんずい” にもなります。

「に」 「水」
⠠に ⠠水

点字の「人[な]」の形は “にんべん”、「水[に]」の形は “さんずい” のイメージでしょうか。

1マスの漢点字は偏(へん)や旁(つくり)、冠や構えなどの “部首” にもなって、2マスまたは3マスの漢点字を作ります。

3. 漢点字は、漢字の組立を反映しています。

「木」を二つ書く「林」は、漢点字でも「木」と「木」で、2マスの漢点字です。

「木」 + 「木」 = 「林」
⠠木 ⠠木 = ⠠林

「休」は、「人」+「木」の2マス漢点字です。

「人」 + 「木」 = 「休」
⠠人 ⠠木 = ⠠休

「相」は、「木」+「目」の2マス漢点字です。

「木」 + 「目」 = 「相」
⠠木 ⠠目 = ⠠相

さんずいに「相」と書いて “湘南” の「湘」、「湘」は3マスの漢点字です。

「水」 + 「木」 + 「目」 = 「湘」
⠠水 ⠠木 ⠠目 = ⠠湘

《そこでクエスチョン》

Q1 「門」に「人」と書いて何の字？ どんな漢点字でしょう？

「門」 + 「人」 = 「閃」(セン・ひらめ-く)
⠠門 ⠠人 = ⠠閃

「門」に「口」、「門」に「日」の字も同様です。

「口」は①②④⑤の点に始点・終点、「日」は②③⑥の点に始点・終点を付けた1マスの漢点字です。

「門」 + 「口」 = 「問」(モン・と-う)
⠠門 ⠠口 = ⠠問

「門」 + 「日」 = 「間」(カン・ケン、あいだ・ま)
⠠門 ⠠日 = ⠠間

Q 2 それでは「日」に「目」は何の字？ どんな漢点字でしょう？

「日」 + 「目」 = 「冒」 (ボウ・おか - す)
⋮ ⋮ ⋮ ⋮

このように、『漢点字』も『漢字』と同様に、基本となる文字を組み合わせて、どんどんその数を増やしていくことができます。以上は最も簡単な組立の例ですが、『漢点字』では、『漢字』の成り立ちや組立を生かすさまざまな工夫や配慮がなされています。

② 漢字の構成・六書の研究から、漢字を、基本的な文字と、それらをパーツ

(部首)とした複合的な文字に大別した。前者は概ね「象形文字」と「指事文字」、後者は概ね「会意文字」と「形声文字」に当たると

しても「形声文字」が、漢字の総数の八〇パーセントを占めていることから、基本的な文字の数は限られていることが知られた。

③ 点字の符号を基本的な文字に割り当てて、基本的な(漢点字)を作成した。

④ その基本的な(漢点字)を組み合わせ、複合化することで、漢字の大多数を占める「形声文字」の完成を見た。

(四) 普及の現状と課題

現状としては、盲学校をはじめとする教育現場では、公式には、(漢点字)はおろか、視覚障害者の漢字教育についての論議は、なされていない。

また、視覚障害者を対象とする図書館サービスは、全国でも数館が、漢点字訳ボランティアの製作した漢点字書を受け入れているだけで、積極的に(漢点字)に取り組んでいる館は、東京・墨田区の緑図書館を除いてはない。

横浜市中央図書館では、横浜漢点字羽化の会が製作する漢点字書を、毎年受け入れて下さっている。

その最初が、一九九七年、村田先生のご尽力で完成した、『漢字源』(藤堂明保編、学習研究社)の全九〇巻であることは、特筆したい。

しかし、(識字教育)の理念から言えば、盲学校関係者が、触読文字の漢

字の体系である(漢点字)に関心を寄せない現状は、極めて遺憾なことと言

わざるを得ない。

その理由を考えると、以下の二つになろうかと思われる。

① ブライユの点字が長らく非公認であったのと同じく、晴眼の教育関係者の、触読に対しての無理

① ブライユの点字、すなわちアルファベットとは異なり、(漢点字)の教育は、漢字の教育であるので、独学は極めて困難である。

この教育は、本来国語教育の一環として、学校教育の課程で施されなければならないものであるが、先ずその教育の享受者が、他ならない、その教育関係者であるということ。

以上のことから、視覚障害者の(識字)の観点から、この現状を、一般の理解に求めることが肝要と考える。

(五) 国際漢点字の可能性

漢字文化圏の視覚障害者にとっても、我が国と同様の課題はあるにせよ、(漢点字)が、共通の触読文字として、有用であることは疑われない。

今後の課題ではあるが、中国をはじめとする漢字文化圏の視覚障害者に、(漢点字)の存在とその構成をご存じいただけるよう、努力して行く所存である。

【以下は、横浜市の制度である「市長への手紙」に、先に催された横浜国大の公開講座の模様を収録したビデオテープとともに送りましたものです。】

中田 横浜市長 様

二〇〇四年八月三十一日

岡田 健嗣 (おかだ・たけし)



初めてお便りさせていただきます。

私は、中区山元町に住まいしております、岡田健嗣と申します。ほぼ先天の視覚障害者で、五十五歳になる者です。

現在、東京で、鍼灸の治療院を営んでいる他、点訳ボランティア・グループ「横浜漢点字羽化の会」の代表を務めております。

ここにお便り申し上げますのは、去る七月三十一日(土)に催されました、横浜国立大学・教育人間科

学部教授の村田忠禧先生の公開講座で、お話をさせていただきますましたことのご報告と、できますれば、市長様にもその内容にご関心をお向けいただきたいというお願いを持つてのご報告とさせていただきます。

同封のビデオ・テープに、その模様を収録してございますので、ご笑覧賜りたくお願い申し上げます。

他の同封の文書は、その折のレジュメと、一昨年、横浜社協を会場に行われました、ボランティア・フェスティバルに参加した折の、本会のパンフレットでございます。

この度の公開講座では、私も先天の視覚障害者は、「漢字」を学ぶ機会を得ぬまま社会に生活しているという事実と、これまでの点字にはなかった「漢字」を表現する点字、「漢点字」が、一九六九年に発表されていること、そして、教育界にそれがなかなか受け入れられずにいる現状についてお話しさせていただきました。

私は、一九七九年にこの漢点字を習得して、今に至っております。

私にとってそれがどういう意味を持つていたかと申しますと、それまでとは、同じ世界に住んでいることが信じられないような気持ちにされたことでした。

本当に世界が変わってしまった、そんな風に感じまし

た。そしてもう一つ、成人してから文字を習得することの困難さを、痛いほど知りました。

我が国の国民にとつて「文字を学ぶ」、すなわち「識字」とは、取りも直さず「漢字を学ぶ」ことを指しています。

我が国では一般に、初等教育からそれは試みられていますし、総務省の統計でいう、「識字率九九・八%」とは、そのようにして達成されたものです。

ところが一人、先天の視覚障害者のみが、「漢字を学ぶ」機会を得ていないのが現状なのです。

視覚障害者にとつて「文字」と言えるものは、「点字」と呼ばれる触読文字です。

その「点字」の「漢字」である「漢点字」に、社会の関心が寄せられることが、視覚障害者の文化生活の未来に、大きな力を与えてくれるものと、私は信じています。

この件、でき得ればご施策に結びつけていただけることを願って止みません。

よろしくご考慮いただけますよう、お願い申し上げます。

住所：〒231-0851 横浜市中区山元町2-105

電話番号：045-641-1290

(職 場) 03-3613-3160(八木沢療院内)

酔夢亭読書日記 第六回 安田 章

借金(金銭消費貸借契約)

その他お金を巡る問題について」その三

金銭債務があっても債務を弁済していればなんの問題もない。

なんらかの理由でその弁済が不能になったときにいろいろ困ったことになるわけである。

弁済不能になる理由は人それぞれで、身から出たサビで同情の余地もないものもあれば、他人の連帯保証人になったばかりに、ということもある。

人間の心の弱さが原因で多重債務者になっていたりすることもある。

それやこれやの時代状況もあり、毎年自己破産者数が増加しているとのこと。債務が弁済できなければ、自己破産、という言葉が頭に浮かぶほどポピュラーなものになっている。

自己破産の申し立ては毎年右肩上がりであり、年二十万件を越す繁盛?ぶりでである。

消費者金融の使いすぎが圧倒的に多い。自己破産という名の通り、債務者自らが地方裁判所に破産を申し立てるという手続きを取るわけである。

自己破産の申立は書類作成など煩雑なため、本人で手続きするのは面倒であるかも知れないが、本人でも出来ないことはない。

自分で苦勞して書類などを必死になって作れば、いろいろ反省もし、同じ失敗を繰り返さないための勉強にもなるだろう。

それに専門家に頼めば、ことは早いであろう費用もそれなりに掛かる。

ここはひとつ、金銭債務が膨らんで自己破産寸前の方、ロス疑惑の三浦和義氏にならって自分で裁判所に出向いてみてはいかがであろうか。

破産申立の用紙は裁判所に用意されているので、それを貰ってきて作成しよう。

破産申立書には添付書類が必要である。戸籍謄本、住民票、陳述書、資産目録、家計全体の状況、債権者一覧表などである。

陳述書に書くことなどは本当に細かく、自己の私生活について何から何まで詳細に(破産に至る生活状況みたいなもの)記入しなければならぬ。

過去十年間にバー、クラブ、スナックに行ったことがあるやなしや、行った回数
は？使った金は？などの項目もある。

恥も外聞もない。酔夢亭のような恥ず
かしがり屋は恥ずかしさで死んでしまっ
だろう。まあ、恥ずかしいなんて言つてられるうちは未

だ切羽詰まっていけないわけで…。

恥ずかしい、つてことに関して言えば、金銭債務があることを家族に内緒にしておいて解決したいという向
きがあるが、この際は家族の協力を得ることにしよう。

自分独りで債務の問題を抱え込み自分独りで夫や
妻や親などにばれないように何とかしようと思つて、よ
り深みに入る場合が多いからである。

孤独に自転車操業を繰り返していると物事を冷静
に考えられなくなり、挙げ句悪質な貸金業者や買取
り屋などに引つかかる恐れもある。

さて、破産が認められるためには、「破産原因」とい
う法律要件を満たさなければならず、個人の場合で言
えば、「支払が不能であること」が「破産原因」に該当す
る。

一時的に支払が出来ないというのは、「破産原因」に
ならない。この辺りはいろいろ判断が難しそうだが、裁



判所が調査、確認する(債務者審尋)。

なお、破産申立の際、財産が全然無いかほとんど無
い(破産費用をまかなえる費用にも足らない)場合は、
「同時廃止」扱いにして貰えば「破産宣告」と同時にすべ
ての手続きが終了する。(本稿で扱っている「自己破産」
は財産のない個人ということで話を進めている。)

「同時廃止」扱いについても突っ込んでいくと種々、微
妙な問題が出てくるようだが、そこは端折つて、ともか
く自己破産の申立てが裁判所に認められると「破産宣
告」が下される。

「破産宣告」は官報に公告されるが、選挙権が無く
なったり、戸籍に記載されたりはしない。ただし、一定
の資格や職業には就けなくなる。

酔夢亭の関連で言えば、NPO法人の役員や行政書
士などの「士業」の仕事が出来なくなる。

しかし、「免責」をうければ「復権」することになつて
いて、資格や職業の制限もなくなる。

「免責」の力は絶大だが、「破産宣告」が下されても自
動的に「免責」されるわけではなく、「免責」の申立を直ち
にする必要がある。

そして「免責」の審尋を受け、相当と判断されると
「免責」の決定がなされ、抗告期間が経過し、「免責」が

確定すると晴れて債務は帳消しとなるのである。

帳消しになった債務の相手がクレ・サラや高利貸しであれば一件落着めでたしめでたしである。さあ、新規まき直しでがんばろー、ということである。

これまで述べてきた「自己破産」も金銭債務の一方方法であり、他にも「個人版民事再生」、「特定調停」などの方法もある。定職があつたり一定の収入が見込める人は、利息の引き直しや過払いを取り戻し、三〜五年程度の低額長期分割払いをして「自己破産」を避けることも出来る。

最後に、例えば、次のような「自己破産」を読者諸氏はどうお考えになるであろうか。

〈例〉

ある轆き逃げ交通事故の被害者は即死し、妻と幼子一人が遺族として残された。

その車は、廃車されたもので自賠責保険は切れており、任意保険は元来入っておらず、保険金はまったく出ない事案である。

加害者は業務上過失致死罪等で起訴され実刑に処せられ服役した。

加害者は、その法廷では裁判長に対し今後真面目に



働いて遺族に弁償する旨誓ったが、実

刑判決を受けて居直りの心が生じ、弁護士を頼んで自己破産と免責の各手続きをとってもらった。

めでたく免責がもらえたので、彼は獄中一人心の中で祝杯を上げた。

(井上薫著「破産免責の限界」法学書院より引用)

現役の裁判官が書いたものなので、奇をてらつたものではない。「自己破産」「免責」にはこういう側面もあるということ、例としてあげておきたい。

以下次号



主要症状に対する

理療施術 (三)

小池上 惇

三 腰痛の診察

ア 理学的検査

① 脊柱の触察

肩・肩甲棘・腸骨稜の高さの左右差、脊柱全体の彎曲(姿勢性腰痛では前弯の増強、変形性脊椎症では後



彎)、椎骨のずれ(階段現象)、椎骨部の圧痛・叩打痛などを調べます。

② 腰部の圧痛・硬結の分布・性質

椎間関節性腰痛では正中外方約二センチのところ筋・筋膜性腰痛では腎俞・志室付近に、棘間靭帯損傷では棘突起間に圧痛が現れます。

③ 腰部の運動痛

腰椎椎間板ヘルニア・椎間関節性腰痛では前後屈が制限されます。特に椎間関節性腰痛では、後屈、筋・筋膜性腰痛では前屈が制限されやすくなります。

また、脊柱管狭窄症では後屈で痛みが誘発・増強されます。

④ 神経伸展テスト

a SLRテスト(過伸展挙上テスト)

患者を仰臥位に寝かせ、検者が患者の膝関節を伸展させたままで、片側下肢を挙上させたとき、大腿後側に痛みが起ころうかをチェックします。

六〇度以上挙上すればSLRテスト陰性で、以下であれば陽性です。この検査が陽性のときは腰椎椎間板ヘルニア・変形性腰椎症などが疑われます。

b ラセーグテスト



患者を仰臥位とし、検者は患者の膝を屈曲させて、同時に股関節を屈曲させます。次に股関節は屈曲したままで、膝を伸ばさせます。

最初の操作で痛みがなく、膝を伸ばさせたときに痛みが出れば、椎間板ヘルニアや変形性脊椎症が考えられます。

c プラガードテスト

患者を仰臥位とし、検者は患者の片足を痛みが出るまで持ち上げます。

次に足を五度下げて、足関節を背屈させます。その時坐骨神経の経路に沿って痛みが誘発されれば陽性と判定します。前の検査と同様陽性の場合には椎間板ヘルニアによる坐骨神経痛が疑われます。

d 大腿神経伸展テスト

大腿前面の痛みを訴える症例に用いられます。

患者を腹臥位にし、膝関節を他動的に屈曲させます。この時大腿前面に痛みが起ころうものを陽性とし、ます。このテストは上部椎間板ヘルニアで陽性となります。

e ボンネットテスト

患者は仰臥位、下肢を挙上した位置で患側の足関節を健側の足の外側まで移動させ、さらに膝関節部を押さえて健側方向に圧迫するテストです。このテストは

S L Rの増強法と考えられます。

f Kボンネットテスト

患者は仰臥位、患側の股関節・膝関節を曲げて膝を立てます。

患側下肢の足部を健側下肢の膝の外側に持つていき、患側下肢の膝外側を股関節が内転・内旋するように圧迫します。この時殿部から大腿後側部に痛みが起これば陽性となります。梨状筋症候群で見られます。

g ケンプ兆候

患者に立位を取らせ上体を患側に後屈させたときに患側下肢に痛みや痺れが現れる兆候です。椎間板ヘルニアや脊柱管狭窄症で陽性となります。

イ 問診

①内臓疾患によるものは、痛みの部位が漠然としており、痛みの部位や性質が日によって変化します。

②運動器疾患によるものは、痛みの部位は比較的限局しており、はつきりと表現され前後屈による痛みが強くなることが多いのが特徴です。

(四) 腰痛の治療法
急性期で過敏症状の強いものは楽な姿勢を取らせ安静にします。

ア 局所治療

①急性期にあるものは原則として機械的刺激を与えないほうがよく、治療を行う場合でも軽い軽擦法程度にとどめたほうがよいと思います。

②慢性的の腰痛に対しては局所の圧痛・硬結を除き、症状を緩快するために圧迫・揉捏などを行います。主な施術部位は脾俞・胃俞・腎俞・志室などです。

イ 遠隔部の施術

①神経支配の立場から上部腰椎の障害では大腿前側部から内側部、下部腰椎の障害では大腿後側部から下腿にかけて施術します。

②経絡の立場から膀胱経(下肢の後側)・胆経(下肢の外側)・腎経・肝経(下肢の内側)などの反応点に施術します。

ウ 一般的注意事項

①急性の場合は安静にし、腰部に冷湿布を行います。
②慢性症に対しては温熱療法を行い、ウイリアムズ体操などを行わせ、脊柱起立筋や腹筋、大腿の筋などの強化を図ります。

③腰痛のある人は柔らかい寝具の使用を避け腰部に負担のかかるような動作は避けるようにします。

たとえば、ものを拾うような場合は体を前屈するより、膝を曲げて行うようにします。

腰痛はマッサージの適応症ではありませんが、重症疾患の一症状として現れることもありますので、施術を受ける前には施術者に経過や随伴症状についてできるだけ詳しく話してください。そうすれば、施術者はその腰痛が施術対象となるものか否かを判断することができます。

もし、その腰痛が理療の施術対象となるものであれば、劇的な効果が現れます。

腰痛で困っている方は、あまり我慢せず積極的にマッサージや鍼・灸の治療を受けてください。



【左記は、日本漢点字協会の機関誌「新星通信」が一〇〇号を迎えることから、それへ向けて岡田が執筆したものです。】

「新星通信」一〇〇号に寄せた 漢点字へのメッセージ

岡田健嗣

漢点字の産みの親・川上泰一先生が逝かれて十年、

機関誌「新星通信」は、一〇〇号を迎えました。

漢点字の恩恵を一身に浴びている私達が、何をすればよいか、この間を振り返りながら、考えてみることもよいかなと思っています。

私が漢点字を知ったのは、一九七八年、直ぐに川上先生にお手紙を書いて、通信教育を受講しました。

何をすればよいか、この間を振り返りながら、考えてみるのもよい頃ではないかと思っています。

私が漢点字を知ったのは、一九七八年、直ぐに川上先生にお手紙を書いて、通信教育を受講しました。何故考える間もなく学習に入ったかと言えば、盲学校を卒業し社会人となった後、如何に漢字に呪縛され続けていたか、その苦しみから逃れたかったからに他なりません。

その「呪縛」とは、正に「漢字なしには言語の生活はできない。人間は言語なしには生きられない。」というもので、裏返せば漢字を知ることこそが、その縛りを解く鍵であることを痛感していたからです。そして今振り返れば、このようにして漢点字の学習に入るのが通常だと、私は疑っていませんでした。

ずっと後になって、視覚障害者もパソコンで文字が書けるようになって、漢点字学習者が激減し、また、それ

まで漢点字の使用者であった人たちが、「漢点字に頼らなくても、漢字仮名交じり文が書ける」として、漢点字から離れて行った姿に直面して、心から驚いたのです。

私が初めてパソコンで文字を書いたのは、漢点字直接入力用の「チノワード」というプログラムが開発されたことでした。私自身、人の手を借りることなく、自力で文字を書いたのは、そのときが初めてでした。確かにその感動は、言葉にできないほどでした。自力で文字が書けることに、確かに満足感を得ることができました。

その後多くのプログラムが開発されて、私たちはコンピュータを使うことで、日常的に墨字を書くことができるようになりました。そして多くの人が、これで漢点字の役割は終わったとして、漢点字から離れて行きました。「名前も書ける、住所も書ける、難しいことはありません。これで十分です。」とよく耳にしたものでした。

川上先生は「読み、書き、算盤」と、よくおっしゃっておられました。先ず「読み」、漢点字は「読むための文字」、沢山読むことで、初めて「書く」ことに繋がるといえるのです。けだし常識的なご見解です。

しかし、視覚障害者の最も大きな期待が、「書く」こ

と、コンピュータを使うことで書けるようになったのです。

一九八〇年代には、多くの人が漢点字を学んで、漢字の世界にチャレンジしていました。漢字への関心に応える資料も、各点字製作所が、競って出版しました。が、コンピュータの発達とともに、漢点字への期待も、漢字への関心も、急速に萎んで行きました。

さてこのような状況の中で、私は再度識字を考えたと思います。

一般に文字を学んだ人は何をするのでしようか？言うまでもなく本を読みます。

漢点字を習得した私たちは、やはり本を読んで、その結果を、あらゆる機会を捉えて表明することを、求められているのではないのでしょうか。私は今、「教養」という言葉についてよく考えます。既に死語となり果てた感のある語ですが、今私たちに求められているのは、この「教養」ではないかと思われてなりません。

時間がかかっても、あらゆる関心を世界の隅々に向けて、多くの事象を捕らえて、消化し、組み直して、再び発信する、これが「教養」の意味するところではないか、こういうフィードバックに参加することが、漢点字への感謝となるのではないかと考えているのです。



「報告とご案内」

横浜国大・公開講座、その後

前号でご報告致しましたように、去る七月三十一日（土）に催された、横浜国立大学教育人間科学部・村田忠禧教授主催の公開講座、「二十一世紀の漢字文化を考える」に、岡田が、講師として参加させていただきました。

受講して下さいました皆様、準備をお手伝いいただきました皆様のお陰で、何とか形にできたものと御礼申し上げます。内容は、

- ① ボーダーレス時代の日本と中国の漢字文化人名用漢字拡大の問題点（村田忠禧教授）
- ② 日本と中国の漢字改革の共通性と個別性および統一化の可能性について（馮良珍（ふうりょうちん）教授）

③ 漢字を表現できる点字Ⅱ「漢点字」とは何か、およびその国際化の可能性について（岡田健嗣）

その模様をビデオ・テープと、DAISY（音声）に収録しました。録音版は、村田・馮両先生のご厚意によって、三題の演題と質疑が収



められています。

これらの資料について、左記のように使用しております。

- (一) 録音資料のDAISY版は、四〇〇枚の複製を作って、日本漢字協会の機関誌「新星通信一〇〇号」の付録として、協会員に配布して頂くことになりました。

現在、東京のボランティアの方のご協力も得て作業の最後の工程に入っております。

- (二) 漢点字の、視覚障害者向けのPR用として、無料で配布します。対象となるお知り合いがおられましたら、ご遠慮なくお申し出下さい。

(三) ビデオも、岡田の演題だけですが、ご覧いただけます。必要な方は、お申し出下さい。

(四) このビデオを、レジュメとともに、二つの自治体に送りました。

- a. 横浜市 of 制度「市長への手紙」に、手紙を付けて送りました。書面は岡田が書いたものです。本誌に掲載致しましたので、ご覧下さい。

- b. 東京都の「都民の声」に送りました。書面は、墨田区在住の木村多恵子さんにお書き頂きました。TINZUの活動の一つに位置づけたいと考えま

すので、「うずれば」に掲載致しました。ご精読下さい。

十月十日現在、残念ですが、市・都ともに、ご返事をいただいております。



日本漢点字協会から

「川上泰一先生没後十年、新星通信一〇〇号発刊記念のつどい」が催されます。

日時：平成十六年十一月二十日(土)

13:20~17:00(式典、講演)
18:00~20:00(懇親会)

会場：式典、日本ライトハウス盲人情報文化

センター九階ホール。懇親会、徐園

詳細は、0565-0875

吹田市青山台三・四一・九

電話〇六・六八三一・四五六五、同会へ。

トータルヒューマンネットワークから

「ENET」では、港区で、漢点字の学習会を企画しました。以下、ご案内から、

ZPO法人・トータルヒューマンネットワーク

理事長安田章

本会は、この五月二十四日に発足した、港区に拠点を置く、障害者の地域生活支援ネットワークの創出を目的としたZPO法人が、以下の要領で〈漢点字〉の学習会を企画しました。

本会では、皆様のご関心を得て、〈漢点字〉への広いご理解を実現できるよう、願って止みません。

〈漢点字〉とは？「点字」は、視覚障害者が指先で触れて読む、「触読文字」です。

我が国でも、一八九〇(明治二十三)年に、「日本語点字」として制定されました。

しかしこの「点字」は「カナ文字」だけ、しかもカタカナとひらがなの区別のないものでした。現在通常使用されているのが、この「日本語点字」です。

日本語の表記のスタンダードは、「漢字仮名交じり文」と呼ばれる、〈漢字〉と〈カナ文字〉で綴られるものです。日本語がこのように表記される限り、〈漢字〉と、そして二つの体系の〈カナ文字〉が必要です。

〈漢点字〉は、一九六九年に発表された、唯一の、触読用の〈漢字〉です。

この度の学習会では、日本の「点字」が置かれている状況に光を当て、〈漢点字〉の構成の理解を通して、視覚障害者にも〈漢字〉を、充分理解し使いこなせることを、ご存知いただけるようお願いしております。そして、如何にすれば普及がはかれるか、〈識字〉をキーワードに、共に考えていただければ幸いです。学習会は、毎月第三水曜日に実施を予定しております。

(中略)

記

一・日程 平成一六年一〇月二〇日(水)

午後六時～八時

二・会場

港区障害保健福祉センター

七階会議室

港区芝一―八―二三

電話 五四三九―二―一 (代)

三・費用 五〇〇円(資料代含む)

四・その他 筆記具等

(以上)

ＨＨＮ２１では、ホームページを開設致しました。ご覧下さい。

<http://www.geocities.jp/totalhumannet21/index.htm>



青空文庫

本会では兼ねてより、電子図書館「青空文庫」のデータを、漢点字のデータに編集する活動を続けて参りましたが、このほど、夏目漱石の作品が、ほぼ完成しました。

詳細は、本会のホームページをご覧ください。

今後も、明治の文学から取り上げて参りたいと考えておりますが、読者の皆様からのニーズにお答えしたいと考えております。

ご希望をお寄せ下さい。



連絡は、E-MAIL:

eib_okada@yhb.ne.jp

(岡田)

羽化の会H・P URL:

<http://ukanokai.web.infoseek.co.jp>



飲酒
〔東晋〕陶潜

欲^{シテ}此^レ飛^レ山^ニ悠^ル采^ル心^ヲ問^フ而^モ結^{ビテ}
 辯^{ゼント}中^ニ鳥^ノ氣^ヲ然^{トシテ}菊^ヲ遠^{ケレバ}君^ニ無^シ廬^ヲ
 已^ニ有^リ相^ニ日^ヲ見^ル東^ノ地^ヲ何^ゾ車^ニ在^リ
 忘^レ眞^ニ與^ニ夕^ニ南^ノ籬^ヲ自^ラ能^ク馬^ヲ人^ノ
 言^フ意^ヲ還^ル佳^ク山^ノ下^ニ偏^{ナリ}爾^{ルト}喧^{シキ}境^ニ

廬(ろ)を結びて人境(じんきょう)に在り
 而(しか)も車馬の喧(かしま)しき無し
 君に問う何ぞ能(よ)く爾(しか)ると
 心遠ければ地自(おのずか)ら偏(へん)なり
 菊を采る東籬(とうり)の下(もと)
 悠然として南山を見る
 山氣日夕(につせき)に佳(よ)く
 飛鳥相与(あいとも)に還る
 此の中(うち)真意有り
 弁せんと欲して已(すで)に言(げん)を忘る



人里の中に粗末な家をかまえて住んでいるが／訪れる
 車馬の音もない／どうしてそのような暮らしができる
 のか／私の心が俗世を遠く離れているので住む地も自
 然と世間離れしてしまうのだ／東の垣のそばで菊をつ
 みとり／ゆつたりとした気持ちで南の山を見る／山の
 様子は夕暮れがよい／飛ぶ鳥は連れだつてねぐらに帰
 る／このような自然と生活の中に人生の真意がある／
 (このすばらしさを)言葉で述べようとしたが、もう言
 う言葉も忘れてしまった

廬(ろ)いおり。そまつな家。人境(じん)人間の世界、俗世間。
 而(しか)ここでは「しかも」「しかれども」と読む逆接用法。
 君(きみ)陶潜自身。何能(なん)どうして…できるのか。
 爾(なん)そのようである。籬(かき)まがき。竹や柴などをあ
 んだ垣根。日夕(にっせき)①昼も夕方も。②夕方、夕暮れ。ここ
 は②。見(み)目(め)にうつる。(看(かん)はじつとみる・みまもる。
 視(し)はまつすぐみる・よくみる。)

飲 酒

結 ビテ 廬 ヲ 在 リ 人 境 ニ

而 モ 無 シ 車馬 ノ 喧 シキ

問 フ 君 ニ 何 ゾ 能 ク 爾 ルト

心遠 ケレ バ 地 自 ラ 偏 ナリ

采 ル 菊 ヲ 東 籬 ノ 下

悠 然 トシテ 見 ル 南 山 ヲ

山 氣 日夕 ニ 佳 ク

飛 鳥 相 與 ニ 還 ル

此 ノ 中 有 リ 眞 意

欲 シテ 辯 ゼント 已 ニ 忘 ル 言

ヲ



陶潜(陶淵明)は、六朝時代の東晋の詩人。役人生活を嫌い、「帰去来辞」を賦して故郷の田園に帰り、自適の生活を送った。

この詩は「飲酒」二十首中の第五番。

漱石は「采(採)菊東籬下 悠然見南山」を『草枕』に引用し、山口青邨(せいそん)は「菊咲けり陶淵明の菊咲けり」「甕(かめ)にあふれ東籬にあふれ菊咲けり」などの句を詠んでいる。

(参照図書) 馬場武二郎「基礎からわかる漢文」、「要説 漢詩」(日栄社) 他

